

投票日 4月22日(日) 告示日 4月15日(日)

田村市議会議員一般選挙

任期満了に伴う市議会議員一般選挙が行われます。もともと身近で大事な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

投票時間は午前7時～午後6時です。投票は市内35投票所で行います。開票は午後7時30分から市総合体育館で行います。

1 投票できる方

平成12年4月23日までに生まれた方で、平成30年1月14日までに田村市の住民基本台帳に登録をしている方です。なお、投票日まで市外に転出すると投票できません。ただし、告示日の翌日から投票日の前日までの間は、転出前であれば期日前投票ができます。

また、平成30年4月4日以降に市内で住所を異動された方は、前住所地の投票所で投票することになります。

2 期日前投票ができる会場・時間

会場	期日	時間	対象者
田村市役所	4月16日(月)～21日(土)	午前8時30分～午後8時	市内にお住まいの方
各行政局		午前8時30分～午後7時	
各出張所(船引地区)	4月18日(水)～21日(土)	午前8時30分～午後5時	各出張所管内にお住まいの方

期日前投票をする方は、投票の際に入場券を持参してください。

※投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちいただくと、投票手続きが早く済みます。

3 不在者投票ができる方

- 期日前投票期間中に18歳の誕生日を迎えられる方で、誕生日前に投票される方。
- 重度の障害のため投票所へ行けない方で、郵便投票で投票(郵便投票証明書が必要)される方。
- 指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所中の方。
- 仕事などで田村市以外の市区町村で投票される方。

みんなで守ろう「四(し)ない運動」

田村市明るい選挙推進協議会では、
 一、政治家は有権者に寄附を「贈らない」!
 一、有権者は政治家に寄附を「求めない」!
 一、政治家から有権者への寄附は「受け取らない」!
 一、有権者は選挙を「棄権しない」!
 として、寄附に関係のあるような行為をしない、選挙を棄権しないという「四(し)ない運動」を推進しています。

「あしたのために確かな選択。棄権しないで投票しましょう!!」

明るい選挙推進
 マスコット
 「めいすいくん」



●選挙に関する問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎82-1113

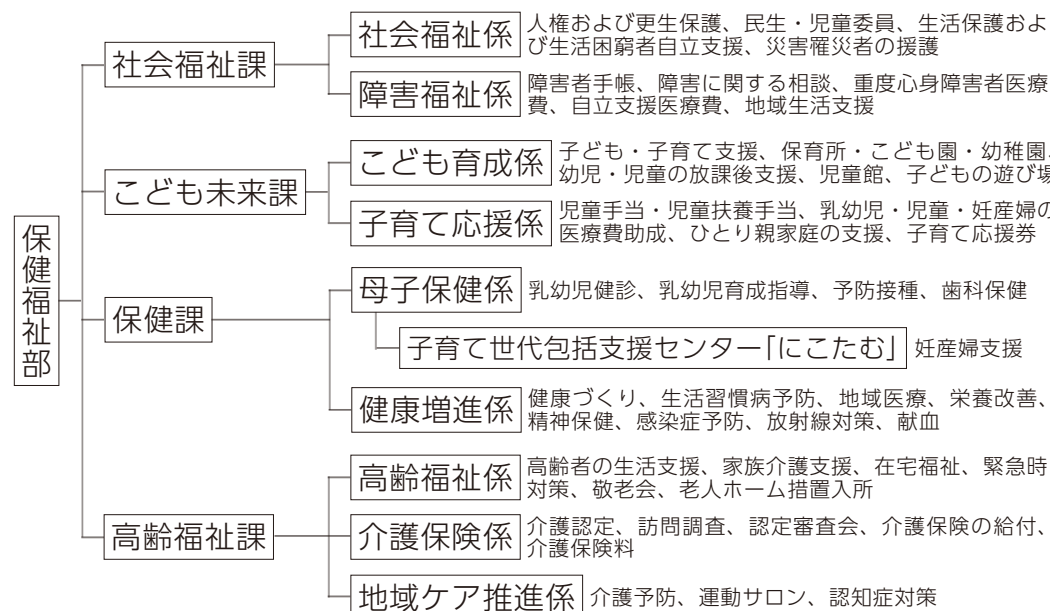
「こども未来課」を新設

子育て支援に関する手続きを一つの窓口でできるように、「こども未来課」を新たに設置しました。現在の社会福祉課 子育て支援係の業務に教育委員会の幼児教育部門の業務を統合し、幼稚園と保育所に関する窓口を一本化するとともに、子育て支援体制の強化を図りました。

また、妊娠から子育てまで切れ目なくお母さんやご家族をサポートする窓口として、保健課内に子育て世代包括支援センター「にこたむ」(20ページ参照)を開設しました。これらに合わせて、保健福祉部の体制を図のとおり再編しました。

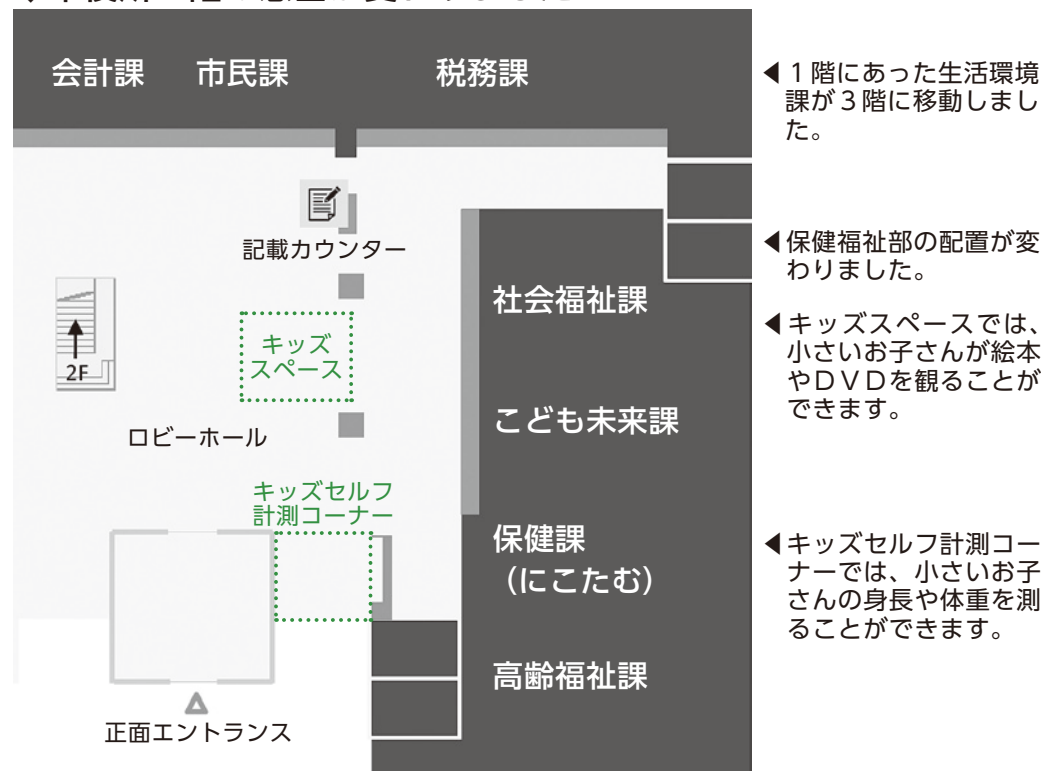
その他の主な改編内容

- 協働まちづくり課がなくなり、その業務を総務課、商工課、観光交流課が引き継ぎました。
- 原子力災害対策課が室として生活環境課内に移行しました。



※担当する主な仕事を掲載。

◆市役所1階の窓口が変わりました



●総務部 総務課 ☎81-2111